

釜石市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）検討案

資料NO.5

基準		従来の通所介護相当（現在の釜石市の総合事業）	多様なサービス	
サービス種別		① 通所介護 （従前相当サービス）	② 通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	③ 通所型サービスB （住民主体によるサービス）
サービス内容		○通所介護と同様のサービス ○機能訓練、レクリエーション ○健康チェック ○食事、入浴あり ○送迎	○高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業（入浴、食事提供なし） ・ミニデイ ・運動、レクリエーション活動 ・送迎 等	○地域の集会施設等や事業所の空きスペース、個人宅などを会場に実施する住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン、会食 等
サービス提供時間		○2時間以上		○2時間以上（月に2回以上開催）
サービス利用対象者		○要支援認定者、基本チェックリスト該当者 ※基本チェックリスト：日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票		○要支援認定者、基本チェックリスト該当者 ※利用者のうち1名以上が要支援者等 ※要支援者以外の地域住民も受入れ可能
基準	人員	○管理者 常勤・専従1人以上 ○生活相談員：専従1人以上（常勤） ○看護職員：専従1人以上（他の職員との兼務可） ○介護職員：15人以下：専従1人以上（常勤） 15人以上：利用者1人に専従0.2人以上 ○機能訓練指導員：1人以上	○管理者：専従1人以上※ ○従事者：15人以下：専従1人以上 15人以上：利用者1人に必要数 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	○市が主催する「支えあいサービス養成講座」を修了した従事者を2名以上配置 ○利用者数に応じた支援者確保 10人以下 2人 15人以下 3人、20人以下 4人、25人以下 5人、30人以下 6人
	設備	○食堂・機能訓練（3㎡×利用定員以上） ○静養室、相談室、事務室 ○消防設備 ○必要なその他の設備、備品	○サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ○消防設備 ○必要な設備、備品	○3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上 ○消火設備その他非常設備を備えていること ○必要な設備、備品
	運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規定等の整備・同意 等 ○提供拒否の禁止 ○従業者の清潔の保持・健康状態の管理（必須） ○秘密保持等（必須） ○事故発生時の対応（必須） ○廃止・休止の届出と便宜の提供等（必須）		
事業の実施方法		○事業者指定		○運営費補助 ※公募
ケアマネジメント		○ケアマネジメントA		
報酬単価		○1回当たり報酬単価を採用 ○サービスコード：A5（みなし指定） A6（H30.4.1以降） ○要支援1 1月の提供回数が4回まで 378単位/回 " 4回超え 1,647単位/月（上限額） ○要支援2 1月の提供回数が8回まで 389単位/回 " 8回超え 3,377単位/月（上限額） ○事業対象者 1月の提供回数が4回まで 378単位/回 " 8回まで 389単位/回 " 8回超え 3,377単位/月（上限額）	○1回当たり報酬単価を採用 ○サービスコード：A7（H31.4.1以降） ○1月の提供回数が4回まで 302単位/回 " 4回超え 302単位/回	○利用者数10人以下 5,000円/回 （限度額20,000円/月） ○利用者数10人以上 7,000円/回 （限度額28,000円/月）
利用者負担（利用料）		○利用者の負担割合による（1割・2割・3割） ※食事代などの実費は報酬の対象外（利用者負担）		○100円以上
限度額管理の有無・方法		○限度額管理の対象・国保連で管理		○団体及び市で管理
事業者等への支払い方法		○国保連経由で審査・支払		○事業者へ直接支払（月末実績報告→翌月払）
サービス提供者		○通所介護員（通所介護事業所）	○主に雇用労働者（通所介護事業所等）	○ボランティア主体